

保確第 235 号  
令和5年7月5日

社会福祉施設長 殿  
(高齢者施設長・障害者施設長)

沖縄県保健医療部  
感染症医療確保課長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症における医療提供体制（入院）について（依頼）

平素より新型コロナウイルス感染症拡大防止へご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、医療提供体制は入院措置を原則とした対応から、他の疾病と同様に入院の可否を医療機関が判断する対応へと変更しております。

このため、インフルエンザなど他の疾病と同様となることから、新型コロナウイルス感染症で入院した場合でも、状態が改善もしくは安定した際には、周囲への感染性の有無によらず退院と判断されることがあります。

つきましては、各施設において入所者の退院の受入れにあたり、PCR検査等による陰性判定や発症からの既定の見守りなど、本人の症状が改善しているにも関わらず検査を求めることのないようご協力をお願いいたします。

沖縄県保健医療部  
感染症医療確保課 医療体制確保班  
医療機関・施設支援グループ  
電話：098-866-2006  
メール：sp.okinawa.pref@gmail.com